

(仮訳)

日本国防衛省と日本の防衛関連企業との間における行動規範

1. 本行動規範は、2023年1月12日に効果が発生した日本国の防衛省（日本国防衛省）とアメリカ合衆国国防省（米国国防省）との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め（以下「取決め」という。）に基づくものである。なお、本行動規範において使用する用語は、取決めにおいて使用する用語の例による。
2. 本行動規範の目的は、取決め第3項に定められた事項を実施するための、日本国防衛省、日本の防衛関連企業との間の仕組みを構築し、それぞれの役割を定めることである。
3. 本行動規範は任意のものであり、日本国防衛省、日本の防衛関連企業のいずれに対しても、いかなる法的拘束力を有する権利や義務を付与するものではない。
4. 本行動規範に参加し、かつ、本行動規範の事項に従う意思のある日本の防衛関連企業は、日本国防衛省に対して登録を申請することができる。この申請は書面にて行われ、別添の書式を使用して日本国防衛省に提出される。日本国防衛省は、申請した日本の防衛関連企業が登録される資格があるか否かを審査し、その結果を当該企業に通知するものとする。登録により、当該企業は、取決めの文脈における「認定日本企業」であり本行動規範の参加者であるとみなされる。日本国防衛省は、日本の防衛関連企業が申請書に企業秘密や営業秘密が含まれると申告したものについては、申請によって提供された情報を日本国防衛省における「注意」として扱うものとする。また、認定日本企業は、日本国防衛省に申請することにより、本行動規範から脱退することができる。
5. 日本国防衛省は、認定日本企業の登録簿を保管する。日本国防衛省は米国国防省に対し、認定日本企業を通知するものとする。
6. 認定日本企業は、可能な限り最大限に、米国国防省のプログラムを支援する契約に対して優先的支援を提供するために、合理的に可能な全てのことを行うものとする。これは、以下の方法で行われる：
 - a) 日本国防衛省からの承認を経て、当該企業が米国国防省若しくはその元請企業との間で締結する又は当該企業が一員である契約を、行動規範に該当する契約（以下「行動規範契約」という。）として受諾することを受け入れる。
 - b) 行動規範契約の適切な履行を確保することを意図した条項をあらゆる下請契約の

(仮訳)

条項に含める。

- c) 日本国防衛省を通じて伝達される、米国国防省の納期変更要請に対し、適時に対応する。ただし、関連する契約条項によって必要とされる補償を顧客が行える場合に限る。
- d) 行動規範契約と他の契約との間の優先順位が相反するときは、協議により当該状況を解決するため、これを日本国防衛省と米国国防省に通知する。

7. いかなる場合においても、認定日本企業は、補償なしに損失を被ることを要求されない。

本行動規範に基づく要請が、他の顧客に対する損害賠償責任を負うことなしには満たすことができず、かつ、要請を行った顧客が、認定日本企業が負う可能性のある特定可能な損失を補償する意思がない場合は、認定日本企業がその要請を拒否することは合理的である。

8. いかなる場合においても、認定日本企業は、米国国防省からの要請が、将来若しくは既存の顧客との関係を重大な危険にさらす及び/又は、将来若しくは既存の事業を危険にさらす場合は、米国国防省の要請を拒否する権利を有する。これは、当該認定日本企業が引き続き本行動規範の参加者であり続けることを妨げるものではない。

9. 認定日本企業が米国国防省の要請する優先的支援の提供を拒否しようとするときは、日本国防衛省はその事案に関する状況を調査する。認定日本企業は、当該企業の代表者を通じて、書面又は口頭で応答する。日本国防衛省は、優先的支援の要請とその後の拒否を巡る状況を評価/判断するために必要な措置を採り、以下の対応をする：

- a) 認定日本企業が本行動規範を遵守していると日本国防衛省が判断した場合において、当該認定日本企業から要請があったときは、日本国防衛省はその旨を米国国防省に通知する。米国国防省は、その通知に対し、米国国防省が適切と考える対応をすることができる。日本国防衛省は、米国国防省とともに、残りの課題を解決すべく尽力する。
- b) 認定日本企業が本行動規範を遵守していないと認められる場合は、日本国防衛省は、認定日本企業が状況を是正するために必要と考えられる措置を講ずる旨の保証を得るために尽力し、米国国防省に通知する。

10. 日本の防衛関連企業は、米国国防省及び同省へ供給する元請企業に対する産業資源の供給における信頼性を示すものとして、本行動規範への参加を申請することができる。

(仮訳)

- 1 1. 本行動規範の条件に従わない場合は、日本国防衛省による審査が行われる場合がある。日本国防衛省は、当該認定日本企業を本行動規範から除名、又は一時的に参加を停止させることができる。
- 1 2. 日本国防衛省が本行動規範を修正しようとするときは、認定日本企業に対してその旨を通知することとする。

(仮訳)

別添

Annex : Application for the Japan MOD Code of Conduct participation			
<i>The information provided in this application may be transferred to the U.S. DoD under the Arrangement, and any information that is generally accessible or available to the public may be shared with associations constituted by Japanese defense-related companies and other Japanese government agencies only for the purpose of the Arrangement and the Code of Conduct.</i>			
Company:		Company Point of Contact:	
Country:	Japan (JPN)	Function:	
Address:		Mobile:	
		E-mail:	
		Web:	
Company profile			
General description of company:			
Sales USD/year:		Employees:	
Products and capabilities (please be as detailed as possible)			
Core capabilities:			
Major products:			
Development capabilities:			
Manufacturing capabilities:			
Maintenance, Repair, Overhaul (MRO) capabilities:			
Certifications:			
Market Position			
Primary customers (Industry and Military):			
Reference programs:			
Relations with U.S. defense contractors:			
U.S. presence:			
Business or Trade Secret			
Does this application contain any of your company's business or trade secrets? If so, please change the color of the cells containing such secrets to yellow.	yes	no	
Indication of Reliability			
Does your company understand the Code of Conduct and wish to participate in it as an indication of your company's reliability in supplying industrial resources to the U.S. DoD and contractors supplying it?	yes	no	